

## Biz Base（ビズベース）コラボ21事業 実施要領

（趣旨）

第1条 Biz Base（ビズベース）コラボ21事業（以下「ビズベース事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 ビズベース事業は、働き方改革のモデルケースとして、サテライトオフィスのテレワーク勤務が可能なレンタルスペースと、様々な分野の人と交流できるコワーキングスペースを併設することにより、ビジネスパーソンや起業家、起業を目指す人が交流し、兼業や副業などさまざまな働き方の実現と新たな事業創出の可能性を探る、多様な活動を支援するために行う。

（利用対象者）

第3条 ビズベース事業の利用対象者は、次に掲げるいずれかに該当する者であること。

- (1) 滋賀県内での創業を目指そうとする者（学生も含む）
- (2) 新事業創出に取り組んでいる者もしくは取組もうとしている者
- (3) 滋賀県内に勤務もしくは居住している者
- (4) 滋賀県内で事業を営む者および法人
- (5) 滋賀県の産業振興に資する者および法人

2 前項の規定に関らず、滋賀県暴力団排除条例（平成23年3月滋賀県条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは同条第3号に規定する暴力団員等である者は利用対象者とししない。

（利用申請）

第4条 第3条の要件を満たし、利用を希望する者は、「Biz Base コラボ21事業利用承認申請書」（様式第1号）に必要な事項を記入し、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）に申請する。

2 プラザはビズベース事業利用承認審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その審査の承認を得たものを登録者とする。

（審査会）

第5条 審査会の組織および運営に関する必要事項は、ビズベース事業利用承認審査会設置要綱で定める。

2 審査会からの報告を受け、プラザ理事長（以下「理事長」という）が登録者を決定し、「Biz Base コラボ21事業利用承認書」（様式第2号）により通知する。

(承諾書の提出)

第6条 登録者は、当該実施要領およびビズベイス事業管理要綱（以下「管理要綱」という。）等を遵守する旨の「承諾書」（様式第10号）をプラザあてに提出をする。

(会員証の発行)

第7条 ビズベイス事業の利用承認を受けた登録者には、会員証を発行する。なお、会員証は、利用終了および利用を取り消された場合は返却しなければならない。

(利用料等)

第8条 登録者がビズベイス事業の施設等を利用または使用するときは、管理要綱に定める利用料および付帯施設使用料を予め納付しなければならない。

2 登録者が法人の場合は、5名までの利用とし、予め登録者名簿を提出しなければならない。6名以上の場合は、5名を単位として利用料を納めるものとする。

3 月額利用料の日割り計算はしないものとする。また、利用料等は返却しない。

(延滞利息)

第9条 利用料及び付帯設備使用料の納付について、納付期限を過ぎても請求額を完納しないときは、納付期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、滞納金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額を徴収することができる。

(届出書の提出)

第10条 登録者が料金区分の変更、専用郵便受箱の使用開始、もしくは終了、専用ロッカーの使用開始、もしくは終了、ビズベイス事業の利用を終了しようとするときは、1ヶ月前までにプラザへ各種届出書を提出し、承認を受けなければならない。

(利用承認の取消)

第11条 プラザは登録者に対し、利用資格に該当しなくなった場合もしくは登録者としてふさわしくないと判断した場合は、その利用承認を取消することができる。なお、利用承認を取消した場合も、一旦納付された利用料等の返却はしない。

2 利用料が6カ月以上未納となった場合は、利用承認を取消す。

(インキュベーション施設入居者免除事項)

第12条 プラザが運営するインキュベーション施設の利用者は、第8条から第9条まで免除する。ただし、創業プラザ滋賀の利用者は、第4条から第5条および第8条から第9条まで免除する。創業プラザ滋賀の利用者として承認されている期間の終了後、引き続き利用を継続する場合は、利用申請の手続きを必要とする。

(支援等)

第13条 インキュベーション・マネジャー等は、必要に応じて登録者の支援を行う。

(管理要綱)

第14条 ビズベース事業の管理運営に関し必要な事項については、管理要綱等に定めるものとする。

(補 則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

(付 則)

この要領は令和2年2月25日より施行する。

(付 則)

この要領は令和2年7月8日より施行する。

(付 則)

この要領は令和4年1月1日より施行する。

(付 則)

この要領は令和4年7月1日より施行する。

ただし、Biz Base (ビズベース) コラボ21事業 実施要領 第12条について、すでに登録済みの利用料免除者は、インキュベーション施設利用期間終了後に再度利用登録の必要はない。